

■ I. 医療安全管理指針(詳細版・法令準拠)

1. 目的

- 1.医療事故・ヒヤリハットの未然防止
- 2.医療安全に関する責任体制の明確
- 3.医療事故発生時の迅速・適切な対応
- 4.職員教育による医療安全文化の向上
- 5.患者・家族に対する安全で質の高い医療提供

2. 適用範囲 ;

当院に勤務するすべての職員(医師・看護師・事務職・非常勤・委託業者を含む)に適用。

3. 医療安全管理体制

■ 医療安全管理者 院長 田辺 敏明

- ◇医療安全管理体制の統括 ◇指針の策定・見直し
- ◇医療事故発生時の指揮 ◇外部機関との連携
- ◇職員教育の実施

■ 医療安全管理部門 構成:医師・看護職・事務長 ～役割～

- ◇医療安全計画の策定・実施・評価 ◇ヒヤリ・ハット事例の分析
- ◇医療機器・設備の安全管理 ◇医療事故発生時の対応支援

■ 医療安全委員会 開催:年 2 回以上(必要時は随時)～議題～

- ◇医療安全年間計画 ◇ヒヤリ・ハット・インシデントの検討
- ◇再発防止策の評価 ◇研修内容の検討
- ◇医療機器・設備の安全性確認

4. 医療安全の基本方針

- 1.医療安全は全職員の責務
- 2.医療事故の未然防止を最優先
- 3.ヒヤリ・ハット事例の積極的収集
- 4.医療機器・設備の安全管理徹底
- 5.患者・家族への説明責任
- 6.医療事故発生時の迅速・誠実な対応

5. 医療事故防止の取り組み

■ ヒヤリ・ハット事例の収集・分析

全職員から報告を受け付け・医療安全管理者が分析・委員会で共有し改善策を決定

■ 再発防止策;

手順書の改訂・職員教育の強化・医療機器・設備の改善・業務フローの見直し

■ 医療機器・設備の安全管理;

定期点検・使用前点検・不具合発生時の迅速対応

6. 医療事故発生時の対応

■ 初期対応

- ✓患者の安全確保✓医療安全管理者へ速やかに報告
- ✓必要時は外部医療機関へ搬送

■ 報告体制

- ✓管理者が事実確認✓必要応じ保健所・関係機関報告
- ✓医療事故調査制度に基づく手続

■ 患者・家族への説明

- ✓事実を正確に説明✓再発防止策の提示✓相談窓口の案内

7. 職員研修;

- ✧年 2 回以上の研修 ✧新規採用者研修 ✧研修記録の保管(保存期間:3 年)

8. 相談・報告体制

- ✧職員は医療安全管理者へ速やかに報告
- ✧報告内容は院内で共有し改善策を検討
- ✧患者・家族からの相談は事務長が受付

9. 記録と保管

- ✧委員会議事録(保存期間:5 年)✧研修記録(3 年)
- ✧医療事故・ヒヤリハット報告書(5 年) ✧再発防止策の実施記録(5 年)

10. 指針の見直し ✧年 1 回以上の見直し ✧法令改正・事故発生時に随時改訂
